

# 日本脊椎脊髄病学会認定脊髄モニタリング認定医規程

## (総則)

第一条 本規程は、脊髄モニタリング認定医の認定に関する事項について定める。

- ② 本認定医の名称は、日本脊椎脊髄病学会脊髄モニタリング認定医と称する。(以下単に「脊髄モニタリング認定医」という。)

## (責務)

第2条 脊髄モニタリング認定医は、脊椎脊髄手術における神経合併症を避けるために行われる脊髄モニタリングにおいて深い知識、経験、見識を有しており、測定された脊髄モニタリング電位を適切に判断するとともに、脊髄モニタリングが安全・確実におこなわれるよう管理しなくてはならない。

## (認定と指定)

第3条 脊髄モニタリング認定医は、資格審査を経たのち、理事会の承認を得て、理事長が認定する。

## (資格継続の認定)

第4条 脊髄モニタリング認定医は、その認定を受けた後、5年間毎に、資格継続の認定を受けなければならない。

- ② 資格継続は、資格審査を経たのち、理事会の承認を得て、理事長が認定する。

## (認定及び申請)

第5条 認定は、原則として年1回行う。

- ② 認定を受けようとする者は、理事会が定めるところに従って、所定の期限までに、その申請を行わなければならない。

## (資格審査)

第6条 認定にあたっては、申請者から提出された資料をもとに資格審査を行う。

- ② 前項に定める資格審査は、脊髄モニタリングワーキンググループがおこなう。

## (資格審査の方法)

第7条 脊髄モニタリングワーキンググループは、次の各号に定める要件を基準として、脊髄モニタリング認定医の認定にかかる資格審査を行うものとする。

1. 脊椎脊髄外科専門医であること。
2. 本学会主催の脊椎脊髄病研修コース「脊髄モニタリングコース」を受講し、受講後におこなわれる筆記試験に合格すること。ただし、日本臨床神経生理学学会の認定する術中脳脊髄モニタリング認定医の資格を有する者には、コース、試験共に免除する。
3. 術中脊髄モニタリングを用いた手術を、術者、もしくは助手、もしくはモニタリング担当者として、30例以上経験していること。

## (申請書類)

第8条 認定審査を希望する者は、以下の書類を本学会に提出する。

1. 認定審査申込書
2. 脊椎脊髄外科専門医認定証のコピー
3. 脊椎脊髄病研修コース「脊髄モニタリングコース」もしくは術中脊髄モニタリングハンズオンセミナーの受講証明として本学会マイページの該当ページを印刷したもの(スクリーンショットなど)、および試験合格通知書のコピー、もしくは日本臨床神経生理学学会認定術中脳脊髄モニタリング認定医の認定証のコピー
4. 申請者が、術者もしくは助手、モニタリング担当者として参加した術中脊髄モニタリングを用いた手術30例のリストと、そのうち10例分のモニタリング波形のコピーとおよびその所見レポート

## (申請料および認定料)

第9条 認定審査を受けようとする者は、申請料10,000円を納付しなくてはならない。審査に合格し認定を希望す

る者は、認定料 10,000 円を納付しなくてはならない。

(理事会の承認)

第10条 脊髄モニタリングワーキンググループは、資格審査の終了後、遅滞なく、その結果(各応募者の合否)を理事会に報告する。

② 理事会は、資格審査の結果合格とされた応募者について、その決議をもって、脊髄モニタリング認定医として認定することを承認するか否かを決定する。

③ 理事長は、理事会が認定することを承認した者について、脊髄モニタリング認定医として認定する。

(資格継続の認定の申請)

第11条 資格継続の認定を受けようとする脊髄モニタリング認定医は、理事会が定めるところに従って、所定の期限までに、その申請を行わなければならない。

(資格継続審査の方法)

第12条 脊髄モニタリングワーキンググループは、次の各号に定める要件を基準として、脊髄モニタリング認定医の資格継続の認定にかかる資格審査を行うものとする。

1. 脊椎脊髄外科専門医であること。

モニタリングワーキンググループの定める資格継続のための講義を1単位受講していること。

(資格継続審査申請書類)

第13条 資格継続審査を希望する者は、以下の書類を本学会に提出する。

1. 資格継続審査申込書

2. 脊椎脊髄外科専門医認定証のコピー

3. 資格継続のための講義の受講証明書(1単位分)

(申請料)

第14条 資格継続審査を受けようとする者は、申請料 10,000 円を納付しなくてはならない。

(資格の喪失)

第15条 脊髄モニタリング認定医である者は、次の各号に掲げる場合には、その資格を喪失する。

1. 自らその資格を返上したとき

2. 脊髄モニタリング認定医またはその資格継続の認定後5年間が経過し、かつ、資格継続の認定を受けられなかったとき

3. 本学会の会員資格を喪失したとき

4. 理事会がその資格を取り消したとき

1. ② 脊髄モニタリング認定医が自らその資格を返上しようとするときは、その旨を、書面で、理事長に対して申し出なければならない。

2. ③ 第①項に基づき脊髄モニタリング認定医の資格を喪失した者のうち、同項第1号または第2号に該当するものは、新たに脊髄モニタリング認定医の資格審査を経て、脊髄モニタリング認定医の認定を受けることができる。

3. ④ 前項に定める資格審査においては、喪失した資格を申請した時点で既に行われていたものは、第7条第2号ないし第3号の各要件に定める講義受講、モニタリング症例には算入しない。

(資格の取消し)

第16条 次の各号に定める事由があるときは、理事会は、その決議をもって、当該脊髄モニタリング認定医資格

を将来に向かって取り消すことができる。

1. 本学会ないし本学会が運営する学会の名誉を著しく損ねる言動をしたとき
2. 脊髄モニタリング認定医として相応しくない学術活動または臨床活動を行ったとき
3. 前2号に定めるほか、脊髄モニタリング認定医として相応しくないと判断したとき

#### 附則

1. 本規則は、2020年11月1日から施行する。
2. 移行措置として、2020年度から2023年度まで第7条第1号に定める認定要件を、脊椎脊髄外科専門医もしくは、本学会認定脊椎脊髄外科指導医もしくは、日本脊髄外学会認定脊椎脊髄外科指導医もしくは日本脊髄外学会認定脊髄外科認定医とし、第8条第2号に定める書類を脊椎脊髄外科専門医認定証のコピー、もしくは本学会認定脊椎脊髄外科指導医認定証のコピー、もしくは日本脊髄外科学会認定指導医認定証のコピー、もしくは日本脊髄外科学会認定認定医認定証のコピーとする。